

部分意匠の意匠権侵害における被告製品と被告意匠

——東京地判令和2・11・30（組立家屋）平成30（ワ）26166 意匠権侵害差止損害賠償請求事件

京橋知財事務所 弁理士

（一社）日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

I. はじめに

1. 事案の概要

本件は、本件意匠権（意匠登録第1571668号「組立家屋」）を有する原告が、被告に対し、①被告による被告製品目録1記載の建物（被告製品1）の製造、販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告製品1の製造、販売等の差止め及び除去を求めるとともに、②原告製品の備える形態が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されており、被告が被告製品目録2記載の建物（被告製品2）を製造、販売等する行為は、原告の上記商品等表示と同一又は類似する商品等表示を使用するものであり、不競法2条1項1号の不正競争に該当するとして、不競法3条1項及び2項に基づき、被告製品2の製造、販売等の差止め及び除去を求め、さらに、③意匠権侵害の不法行為による損害賠償請求権又は不競法4条による損害賠償請求権に基づき、意匠法39条2項又は不競法5条2項によって算定される利益相当損害金等の支払を求める

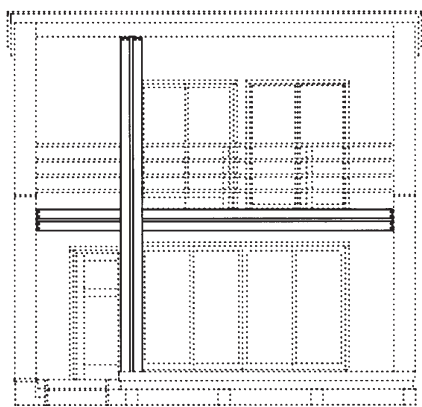
事案である。被告の各行為は、本件意匠権を侵害するが、不正競争には該当しないとされ、被告製品目録1記載の建物の製造販売等の差止め、及び、損害賠償等が認められた。

本稿では、主として被告製品と被告意匠の認定について検討する。意匠権侵害に関する争点は、（争点1）本件意匠権侵害の成否、（争点1-（1））本件意匠と被告製品1の意匠との類否、（争点1-（2））無効の抗弁の成否、（争点3）損害の発生及びその額、（争点4）差止め等の必要性である。（アンダーラインは筆者が記入した。）

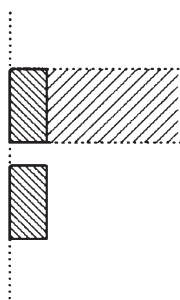
2. 本件意匠

本件意匠は、「組立て家屋のうち、その正面において梁部及び柱部により形成されるもので、本件意匠公報の【図面】の実線で表された部分に係る部分意匠」であり、「本件意匠目録記載のとおり構成様を有している」【図1】。

● 図1



【正面図】



【断面図】



【参考斜視図】